

「政務活動費の指針」の一部改正について

1 改正の概要

旅費条例改正に伴う政務活動費に係る宿泊費等について

国の旅費法改正に伴い「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」（以下、「条例」という。）が改正され、令和 7 年10月 1 日から施行されることから、政務活動費に係る宿泊費等について、政務活動費連絡会における検討を経て、次のとおり改正した。

改正概要	該当ページ
(1) 宿泊費への充当限度額は、条例に定める額とする。 宿泊費には夕食代及び朝食代を含めてよいものとし、条例に規定する宿泊手当は支給しない。 宿泊費上限額を超える部分に政務活動費を充当することについては、合理的に説明できる理由（※）がある場合限り、会派及び議員の責任において充当の妥当性を判断し、その理由を支出伝票の備考欄に記載の上充当する。 ※「合理的に説明できる理由」とは、「政務活動の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合」をいう。	P11、P16、P20
(2) 条例改正に伴う県の例規整備に合わせ「職員の旅費支給規程」の文言を削除した。	P12、P15、P21
(3) 宿泊費等の充当に係る引用規定を条例に統一した。	P11、P16、P20

2 適用時期

令和 7 年10月 1 日以降に行う政務活動から適用する。